

議 会 運 営 委 員 会

令和4年9月6日(火)

個人一般質問終了後

開議 時 分

閉議 時 分

全員協議会室

出席者

〔委員〕 布施委員長、柳楽副委員長、

肥後委員、三浦委員、沖田委員、足立委員、川上委員、串崎委員、
小川委員、牛尾委員

〔議長団〕 笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕

〔執行部〕 坂田総務部長、佐々木総務課長、河内財政課長、猪狩総務管理係長

〔事務局〕 河上局長、下間次長、中谷書記

議 題

1 令和4年9月浜田市議会定例会議について

(1) 令和4年9月浜田市議会定例会議の追加付議事件及び付託案について

(2) その他

2 陳情審査

(1) 陳情第57号 公務における公人名は、陳情においても氏名を黒消しにするべきではないという陳情について

(2) 陳情第58号 ●●議員が●●元議員に暴行の件で、少なくとも現場検証が行われた程度の記録は残す(文書主義)という陳情について

(3) 陳情第60号 議会に対する質問に対しては「浜田市協働のまちづくり推進条例」が機能するかどうか検討してもらいたいという陳情について

(4) 陳情第61号 ネットが炎上しているので、何とかしてほしいという陳情について

3 今後の陳情の審査方法等について

4 浜田市議会基本条例の見直しについて

5 その他

令和 4 年 9 月浜田市議会定例会議 付議事件（追加分）

議案等（1 件）

〔補正予算 1 件〕

議案第 64 号 令和 4 年度浜田市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 4 年 9 月浜田市議会定例会議 付託先一覧（案）

【付託件数内訳】

予算決算委員会 1 件

市長提出議案等（議案 1 件）

議案等番号	件名	付託先等
議案第 64 号	令和 4 年度浜田市一般会計補正予算 （第 7 号）	予算決算委員会

ワーキング会議検討結果の条例改正案（溶け込み）			逐条解説（案） ※青字部分は、条例見直しに併せ修正・追記等したもの
条項	見出し	条文	
目次		前文 第1章 総則(第1条・第2条) 第2章 議会の活動原則(第3条—第17条) 第3章 議員の活動原則(第18条—第21条) 第4章 市民参加(第22条—第24条) 第5章 議員定数及び議員報酬(第25条) 第6章 補則(第26条) 附則	
前文		地域の自主性と自立性が必要とされる現在にあって、二元代表制の一翼を担う議会には、従来の議事機関としての役割と責務のみならず、多様化する市民の意見を的確に把握し、市政に反映させるため、自由討議や意見交換等を重視した政策形成機能の更なる充実が求められている。 私たち浜田市議会議員は、石見人としての誇りと高い識見を備え、全国の地方議会の模範となる議会改革を掲げて絶えず精進し、全ての市民が安全で安心して、幸せに暮らすことができるよう最大限の努力をしなければならない。 ここに、浜田市議会は、日本国憲法に定める地方自治の本旨にのっとり、市民に開かれた信頼される地方政府を実現するため、議会の最高規範として、この条例を制定する。	→ 条例制定の理由付けや、二元代表制の意義を明確にし、より市民に開かれた議会の実現のため、自由討議や意見交換会等を重視することを、述べています。 → 浜田らしい基本条例の特徴をこの前文で表しています。 → 浜田市議会は議会改革を掲げ絶えず行動します。 二元代表制の意義を明確にし、多様化する市民の意見を的確に把握し、市政に反映させるため、自由討議や意見交換会等を重視して、政策形成に取り組むことを述べています。浜田らしい基本条例の特徴をこの前文で表し、議会改革を掲げて絶えず精進していくことを定めています。
第1章	総則		
第1条	目的	第1条 この条例は、二元代表制の下、議会の果たすべき役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等議会に関する基本的な事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に応え、市民の福祉の増進及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。	→ 条例の目的を述べています。 → 議会の役割・議会活動・議員活動の原則 この条例は、市民の負託に応え、市民福祉の増進及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的に、議会の基本的事項や議会の果たすべき役割を定めるものです。
第2条	条例の位置付け	第2条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、議会に関する他の条例、規則その他の規程の制定、改廃及び運用については、この条例の趣旨に沿って行わなければならない。	この議会基本条例は形式的意味において、最高規範ではありません。条例間では、他の条例に優越するような条例は存在しません。しかし、実質的意味においては議会における最高規範であり、議会関係条例あるいは規則の解釈運用については、他の条例に特別の規定が無い限り、基本条例の趣旨、目的に沿うようであればならないことを述べています。
第2章	議会の活動原則		
第3条	議会の活動原則	第3条 議会は、市民の負託を受けた議決機関であることを自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会及び市民参加を推進する議会を目指して活動しなければならない。 2 議会は、市長等に対する監視機能を果たすとともに公共の福祉に資する政策実現に向け、議員間の共通認識と合意形成により、市民を代表する議決機関として、適切な判断及び責任ある活動をしなければならない。 3 議会は、議員、市長及び市民の交流並びに自由な討論の場であるとの認識を持って活動しなければならない。 4 議会は、市民の参加意識が高まるよう分かりやすい視点、方法等で活動しなければならない。 5 議会は、障がいのある議員及び妊娠中の議員に対し、本人の意思を尊重し、円滑な議会活動のための配慮をしなければならない。 6 議会は、議員が議会活動と育児、介護等との両立ができるよう配慮をしなければならない。	→ 議会は、市民に開かれた機関であって、市民を代表し意思決定を行うところで、自由な話し合いの場です。 → ここで議会活動への参加意識というのは議会の傍聴、議会報告会等への参加などを指します。 市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会を目指して活動しなければならないという議会の活動原則を定めています。 2 監視機能を果たしながら、政策立案に取り組み、十分な議員間の議論により、議決機関としての責任を果たすこととしています。 3 議会が言論の府であり、議員・市長・市民の交流と自由な討論の場であるという認識をもって活動することとしています。 4 市民参加が高まるよう、議会でのわかりやすい説明や資料、公開等の工夫をして活動することとしています。 5 議会活性化等の観点から、多様な議員が円滑な議会活動が行えるよう配慮すべきと定めたものです。（バリアフリー化や休憩室の設置、オンライン会議の開催等が考えられます。） 6 会議規則第2条の議員の欠席事由等の改正を踏まえ、議員が議会活動と育児、介護等の両立ができるよう配慮すべきと定めたものです。（休日や夜間の会議開催やオンライン会議の開催等が考えられます。）

ワーキング会議検討結果の条例改正案（溶け込み）			逐条解説（案） ※青字部分は、条例見直しに併せ修正・追記等したもの
条項	見出し	条文	
		7 議会は、ジェンダー平等の理念に則り、議員が議会活動を行うために必要な環境を整備するよう配慮をしなければならない。	7 ジェンダー平等の理念に則り、社会的な性差によらない、多様な意見が市政に公平・公正に反映されるよう、議員が議会活動を行うための環境整備に配慮することとしています。 ※「ジェンダー平等」とは・・・（例）ひとりひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができること
第4条	議会改革の推進	第4条 議会は、社会状況の変化に適応した議会の在り方について常に議論し、議会改革の推進に努めるものとする。	浜田市議会が社会状況の変化に対応しながら、絶えず議会改革を推進していくことを定めています。
第5条	危機管理	第5条 議会は、大規模災害等の緊急の事態から市民の生命、身体及び財産並びに生活の平穏を守るため、総合的かつ機能的な活動が図られるよう、市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）と協力し、危機管理体制の整備に努めるものとする。 2 議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、市長等と連携し、次に掲げるとおり対応するものとする。 (1) 議長は、必要に応じて議員による協議又は調整を行うための組織を設置する。 (2) 議会は、状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて市長等に対し、提言及び提案を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・議会のスピード感のある対応として危機管理について述べています。 ・大規模な災害（風水害やその他災害）時には、勿論執行部と連携するほか、議会独自で議長を中心に会議（仮称・浜田市議会災害対策本部）を設置できることとしています。 ・なお、構成員は（正副議長・議会運営委員会と各常任委員会の正副委員長）としてしています。 <p>（2011年3月の東日本大震災を教訓に）議会のスピード感ある危機管理対応について定めたものです。ここでいう大規模災害等には、感染症まん延も含まれます。緊急事態において市民の生命財産等を守るため、執行部と協力して危機管理体制を整備することとしています。</p> <p>2 大規模災害等が発生した際の議会と市長等との連携を定めています。</p> <p>(1) 議長は必要に応じて、浜田市議会災害対策支援本部または、浜田市議会新型コロナウイルス対策支援本部を設置できることとしています。 （→二つをまとめて浜田市議会災害等対策支援本部とすることを検討中）</p> <p>(2) 浜田市議会災害等対策支援本部において、議員からの情報や要望等を収集・整理し、必要に応じて市長等に提言等を行うこととしています。</p>
第6条	会派	第6条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。 2 会派は、政策を中心とした理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。 3 会派は、政策立案、政策提言、政策決定等（以下「政策立案等」という。）に際して、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。 4 議会運営に当たっては、議会は、会派に属さない議員の意見が反映されるよう配慮するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・議員が議会で活動を行うにあたり、同様な考えを持った者同士がグループ（会派）を組むことができるとしています。 <p>1 合議機関である議会において、議員は議員集団（グループ）として、会派を結成し、活動ができることとしています。</p> <p>2 会派は、政策を中心とした同一理念を持つ議員により構成し、活動するものと定めています。</p> <p>3 政策立案に際し、会派間での合意形成に努めることとしています。</p> <p>4 会派に属さない議員の意見（少数議員の意見）にも配慮して、議会運営にあたることとしています。</p>
第7条	議員と市長等との関係	第7条 議会審議における議員と市長等との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係が保たれていなければならない。 (1) 一般質問は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。 (2) 議長の要請により本会議（浜田市議会会議規則（平成17年浜田市議会規則第1号）に規定する会議をいう。以下同じ。）及び委員会（浜田市議会委員会条例（平成17年浜田市条例第306号）に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。以下これらを「本会議等」という。）に出席した市長等は、議員からの質問等又は議員若しくは委員会による条例の提案、議案の修正案等に対して疑義等があるときは、議長又は委員長の許可を得て、これらに反問し、又は反論することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・市長等の等は、教育委員長など行政委員会の長を想定しています。 ・わかりやすい、議員と市長との議論に心掛けます。 ・【一問一答方式】 <p>議員の質問の趣旨を明確にし、論点を深め市民の皆さんにもよりわかりやすい質疑応答の方法です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【反問権】 <p>市長は議員に対し、疑問な点、質問の内容など再確認するなど反問する権利を認め、引き続き、緊張関係のある話し合いに努めます。</p> <p>またこれにより、議員の資質の向上にも繋がります。</p> <p>議会審議における議員と市長等との緊張感の保持について定めています。</p> <p>(1) 一般質問（個人一般質問・委員会代表質問）においては、議員の質問の趣旨を明確にし、論点を深め、市民によりわかりやすい質疑応答とするため、一問一答方式とすることとしています。</p> <p>(2) 市長は、議員に対し、疑問点や質問の内容を再確認するなど反問する権利を認め、引き続き、緊張関係のある話し合いに努めます。またこれにより、議員の資質の向上にも繋がります。</p>

ワーキング会議検討結果の条例改正案（溶け込み）			逐条解説（案） ※青字部分は、条例見直しに併せ修正・追記等したもの
条項	見出し	条文	
第8条	議会審議における論点整理	<p>第8条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長に対して次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。</p> <p>(1) 政策の発生源</p> <p>(2) 提案に至るまでの経緯</p> <p>(3) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討</p> <p>(4) 市民参加の実施の有無とその内容</p> <p>(5) 総合振興計画との整合性</p> <p>(6) 財源措置</p> <p>(7) 将来にわたるコスト計算</p>	<p>→市長が提案する重要な政策とは 浜田市政策企画会議規則に定める審議事項で、会議で審議され議会に提案されるもの。また、その他特に重要と判断されるものとしませぬ。</p> <p>重要な政策については、議会審議を深めるため、規定した7項目について明らかにするよう市長に求めることを定めています。</p> <p>市長が提案する重要な政策とは 浜田市庁議規則に定める審議事項で、会議で審議され議会に提案されるもの、また、その他特に重要と判断されるものとしませぬ。</p>
第9条	予算及び決算における説明	<p>第9条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に対して求めるものとする。</p>	<p>第8条の規定により、市の新規事業については、予算説明資料の「新規事業等実施に伴う説明シート」において7項目を明記し、事業内容がわかりやすく整理されています。議会はこれらの資料をふまえ、予算及び決算の審議を行います。</p>
第10条	採択した請願及び陳情への対応	<p>第10条 議会は、採択した請願及び陳情が市長等において措置することが適当と認めるときは、市長等に対してその趣旨を実現するよう求めるとともに、当該請願及び陳情に関する事後の状況、対応等を議会に報告するよう求めるものとする。</p>	<p>議会として採択した請願・陳情のうち、措置することが適当と判断したものについて、市長等に対してその趣旨の実現、対応状況や結果などを報告するよう求めることとしています。</p>
第11条	自由討議による合意形成等	<p>第11条 議長は、議会は議員による自由な討論の場であることを認識し、市長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心とする運営に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、本会議等において、議案、請願及び陳情(以下「議案等」という。)を審議し、結論を出す場合においては、議員相互間の討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を果たすものとする。</p>	<p>→議会は討論の場であるとの原則にたち、議会運営、議案の審査においては、議員同士の話し合い【議員相互間の自由討議】をもっと積極的に行い、議会としてのより良い案を導き出すことを定めています。</p> <p>①（本会議の自由討議） →（委員会付託→委員会審査）→本会議 委員長報告→報告に対して質疑→自由討議→討論→採決（事前に議運に申し入れするか又は直接動議として議長に）</p> <p>②（委員会の自由討議） →委員会 審査・質疑→自由討議→討論→採決</p> <p>議会は議員間の討論の場であるとの原則により、議員間の議論を重視することから、執行部の出席者を必要最小限とすることを定めています。</p> <p>2 議案等の審査においては、議員同士の話し合い【議員相互間の自由討議】をもっと積極的に行い、議会としてのより良い案を導き出すことを定めています。</p>
第12条	政策討論会	<p>第12条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催するものとする。</p>	<p>・政策討論会の運営や重要施策については、その時の議会運営委員会で協議・決定するものとしませぬ。</p>

ワーキング会議検討結果の条例改正案（溶け込み）			逐条解説（案） ※青字部分は、条例見直しに併せ修正・追記等したもの
条項	見出し	条文	
第13条	委員会の活動	<p>第13条 委員会は所管事務調査の充実等、委員会活動の活性化を図り、政策提言や条例提案につなげるとともに、事後の活用や進行管理に努める。</p> <p>2 委員会は、議案等の審査に当たっては、市民に対して積極的に情報を公開し、分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。</p> <p>3 委員会は、専門的視点を生かし、各常任委員会における行政視察や自主的・自立的な調査、研究を踏まえ、所管事項の政策立案及び政策提案を積極的に行うため、委員会代表質問をすることができるものとする。</p> <p>4 委員会は、行政視察を行ったときは、その目的、成果及び費用を公表するとともに、提言及び提案につなげるよう努めるものとする。</p>	<p>・議会は議題につき、より詳細な審査を目的に分野別に委員会審査を行います。この委員会の会議原則を述べています。</p> <p>・委員会視察について、特にその性質、公正性に鑑み、視察後の活用【執行部との協議などを通し条例化へ繋げること等】について定めるものです。</p> <p>議会は議題につき、より詳細な審査をすることを目的とし、分野別に委員会審査を行います。この委員会の活動原則を述べています。</p> <p>委員会は、所管事務調査を積極的に活用し、委員会機能の活性化を図り、所管の政策的課題に対し、適切な政策提言や条例提案につなげるよう努めます。</p> <p>2 委員会は、議案等の審査に当たり資料を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めます。</p> <p>3 委員会は、専門的視点を生かし、行政視察や自主的・自立的な調査、研究を踏まえ、所管事項の政策立案及び政策提案を積極的に行うため、当該委員会での意思統一を図ったものについて、委員会代表質問ができることとしています。会議規則に定める一般質問の位置づけとしています。</p> <p>4 委員会が行政視察を行った際は、視察報告書により実施目的や費用等を公表します。また行政視察レポートを作成し、全員協議会において報告することにより、執行部と内容を共有し政策提言につなげるよう努めます。</p>
第14条	広報広聴の充実	<p>第14条 議会は、議会及び市政について市民に関心を持たれるよう広報紙、ケーブルテレビやインターネット等情報技術の進展を踏まえた多様な広報手段を活用し、議会広報の充実に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、時代や環境の変化に対応し、市民ニーズの把握に努め、多様な意見が市政に反映されるよう、広聴機能の充実に努めるものとする。</p>	<p>・浜田市議会では特に議会の活動など、市民の皆さんに関心を持っていただくよう広報・広聴の充実に努めることを、明確に規定しています。</p> <p>議会の活動など、市民の皆さんに関心を持っていただけるよう情報技術の進展を踏まえた様々な手法により、広報活動の充実に努めることを定めています。</p> <p>2 時代や環境の変化に対応しながら、市民ニーズの把握に努め、市政に反映できるような手法により広聴機能の充実に努めることを定めています。</p>
第15条	専門的知見の活用	<p>第15条 議会は、島根県立大学等との連携をはじめ、広く知的財産の有効活用に努めるものとする。</p>	<p>島根県立大学等、浜田市の知的財産である高等機関との連携の必要性を定めています。</p>
第16条	議会図書室	<p>第16条 議会は、議員の調査研究及び市政運営の参考に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。</p>	<p>議会図書室が十分活用されるよう充実をはかることを定めています。</p> <p>図書の実態だけでなく、他の図書館との連携や議会図書室の活用等の検討も必要です。</p>
第17条	議会事務局の体制整備	<p>第17条 議会は、議員の政策立案等を補助する組織として、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化等その体制の整備に努めるものとする。</p> <p>2 議長は、議会事務局の職員の配置に関し、あらかじめ市長と協議するものとする。</p>	<p>議員の政策形成、立案機能を高めるため、議会事務局の機能充実や体制整備の強化について定めています。</p> <p>2 議会事務局職員の任命権者は議長であるため、職員配置については、あらかじめ市長と協議することとしています。</p>

ワーキング会議検討結果の条例改正案（溶け込み）			逐条解説（案） ※青字部分は、条例見直しに併せ修正・追記等したもの
条項	見出し	条文	
第3章	議員の活動原則		
第18条	議員の活動原則	<p>第18条 議員は、議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指して活動しなければならない。</p> <p>2 議員は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんにより、市民の代表としてふさわしい活動をしなければならない。</p> <p>3 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじて活動しなければならない。</p> <p>4 議員は、政策討論会等を通じて議員相互間における自由な討議を行い、積極的な議案の提出に努めなければならない。</p>	<p>→市民の代表である、議員としての役割、心構えを述べています。</p> <p>→また市民の皆さんの意見を充分把握し、議会活動を通じ、積極的に討論を行う場【政策討論会】を開催し、議員自らさらに政策、条例、意見など提案するよう努めることを定めています。</p> <p>→政策討論会の運営については、その時の議会運営委員会が協議・決定するものとします。</p> <p>議員は議会の構成員として、市民全体の福祉の増進を目指して活動しなければならないという議員の活動原則を定めています。</p> <p>2 議員は市民の意見を的確に把握し、自己の能力を高める不断の研鑽により、市民の代表としての自覚のもと活動することとしています。</p> <p>3 議会が言論の府、合議体であることから、議員間の自由な討議を中心に活動しなければならないこととしています。</p> <p>4 議員は、政策討論会等により、議員間の自由な討議を行い、積極的な議案の提出に努めなければならないこととしています。</p>
第19条	政務活動	<p>第19条 議員は、積極的に政策立案等のための調査研究その他の活動に努めるものとする。この場合において、政務活動費の交付を受けたときは、これを有効に活用するものとする。</p> <p>2 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費を使用した活動の状況を公表するとともに、市民に対し、公正性及び透明性の確保の観点からその用途について説明責任を果たすものとする。</p> <p>3 政務活動費の交付を受けた議員は、その執行状況に疑義が生じることがないよう全ての領収書等証拠書類を明らかにするものとする。</p> <p>4 議長は、政務活動費が適正に使用されているかどうかについて、議会関係者以外の者の審査を受けるものとする。</p>	<p>→政務調査費政務活動費の透明性を第一に浜田市議会は掲げ、全ての領収書を公開します。</p> <p>→政務調査費政務活動費の使い道は市民の皆さんに説明責任を果たすことを明確にしています。</p> <p>政務活動費を有効に活用し、議員が積極的に政策立案等をするための調査研究等に努めることを定めています。</p> <p>2 政務活動費の使用については、活動費だけでなく、活動の状況を公表し透明性等を確保し説明責任を果たせるよう定めたものです。</p> <p>3 透明性等の確保から全ての領収書を公開することとしています。</p> <p>4 政務活動費の透明性及び信頼性を確保するため、議会関係者以外の者の審査を受けることとしています。</p>
第20条	議員研修	<p>第20条 議会は、議員の政策立案等の能力の向上を図るため、議員の研修体制の充実強化に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、各分野における学識経験を有する者及び市民との議員研修会を積極的に開催するものとする。</p>	<p>→地方自治体への権限委譲などすみ、市民の皆さんの代表者として議員の政策立案など能力の向上が求められています。幅広い意見や知識を得ることを、定めています。</p> <p>市民の代表として、議員の政策立案等の能力の向上が求められており、議員研修の充実強化をはかることとしています。</p> <p>2 様々な分野における専門家や学識経験者、市民との議員研修会を積極的に開催することとしています。なお、人権に関する研修会については、毎年開催することとしています。</p>
第21条	政治倫理	<p>第21条 議員は、市民の信頼に値する倫理的義務が課せられていることを自覚し、浜田市議会議員政治倫理条例（平成20年浜田市条例第25号）を遵守するものとする。</p>	<p>事実上の最高規範としている議会基本条例に政治倫理を規定し、議員政治倫理条例の遵守を定めたものです。</p>

ワーキング会議検討結果の条例改正案（溶け込み）			逐条解説（案） ※青字部分は、条例見直しに併せ修正・追記等したもの
条項	見出し	条文	
第4章	市民参加		
第22条	市民と議会との関係	<p>第22条 議会は、市民に対し、積極的に情報を公開し、説明責任を果たすものとする。</p> <p>2 議会は、本会議等その他の会議を原則として公開するものとし、あらかじめその日程、議題等を周知するとともに、障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境の整備、インターネット等による配信に努めるものとする。</p> <p>3 議会は、議案等に対する各議員の賛否等を広報紙で公表する等、市民に対して議員の意思を明確にするものとする。</p> <p>4 議会は、本会議又は委員会における公聴会制度及び参考人制度を活用することにより、市民の多様な意見及び専門的又は政策的な識見等を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。</p>	<p>→議会は市民の皆さんに情報提供を積極的に行う意味において、今後も原則会議等を公開とします。</p> <p>→また、市民の皆さんのいろんな意見を参考にします。</p> <p>【公聴会制度】・・・審査の際に、利害関係がある人や学識経験者等から意見を聴くことができる制度です</p> <p>【参考人制度】・・・委員会審査の参考に利害関係のある人、学識経験者等から意見を聴くことができる制度です</p> <p>開かれた議会を推進し、意見交換会や議会報告会の実施等により、市民参加を推進することを定めています。</p> <p>市民への情報提供を積極的に行う意味において、今後も会議等は原則公開とし、議会としての説明責任を果たすこととしています。</p> <p>2 本会議や委員会等、全ての会議を原則公開とし、事前に日程や議題、資料等をホームページ等で周知し、議会に関心を持ってもらい、傍聴しやすい環境整備に努めます。また傍聴せずとも会議の内容が市民に伝わるよう会議の録画配信等も行うこととしています。</p> <p>3 議会での議案等に対する議員の賛否や反対理由等、広報紙やホームページ等で公開することにより、各議員の説明責任を果たすことを定めています。</p> <p>4 法律の制度を活用し、利害関係人や市民の専門的識見等を議会に反映させることを定めています。</p>
第23条	重要案件の意見交換会	<p>第23条 議会は、市政に関する重要な案件について、議員及び市民が自由に情報及び意見の交換を行うため、議会運営委員会で協議の上、重要案件の意見交換会を開催するものとする。</p> <p>2 議会は、市政に関する重要な案件について、市民から重要案件の意見交換会の開催を求められたときは、議会運営委員会で協議の上、これを開催することができる。</p>	<p>皆さんから依頼されたときの重要案件の意見交換会について規定しています。なお、この開催は議会運営委員会で協議・決定します。</p> <p>2 市政の重要な事項に対し、特に議会自ら市民の皆さんの意見を聞いて施策に反映させる方法の一つとして明文化したものです。</p> <p>・重要案件の認識は、議会運営委員会で決定します。この開催は議会運営委員会で協議・決定します。</p>
第24条	議会報告会	<p>第24条 議会は、議会活動に関する情報を積極的に公開するとともに、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるため、議会報告会等を開催するものとする。</p>	<p>市民の参加、議会活動の公開を具体化する一つとして、明文化したものです。</p> <p>議会の情報を積極的に公開し、市民の意見を把握し、各議員の議会活動に反映させていくために議会報告会や各種団体との意見交換会等を開催することとしています。</p> <p>→市民から依頼された時は、年間で決めている報告会の参加をお願いすることとします。なお、依頼された意見交換会については、第23条で規定しています。</p> <p>→報告会の概要については別に定めます。</p>
第5章	議員定数及び議員報酬		
第25条	議員定数及び議員報酬	<p>第25条 議会は、議員定数及び議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点的のほか、市政の現状及び課題、将来の予測及び展望等を考慮するものとする。</p> <p>2 議員定数及び議員報酬の改正の議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項又は第112条第1項の規定により、委員会又は議員から提出するものとする。</p>	<p>→私たち議員の定数や報酬を改正する手続きについて規定しています。但し、議員自ら提案する場合であって、市民の皆さんが納得できる公正性・透明性など充分に考慮するものとしています。そして、改正案の提出に当たっては、明確な改正の理由がないといけません。</p> <p>議員定数及び議員報酬の改正は、行財政改革の側面だけではなく、市政の現状と課題、将来展望等を踏まえて総合的に検討することとしています。</p> <p>2 議員自ら提案する場合は、改正理由を明確にし、委員会又は議員から提出することとしています。</p>
第6章	補則		
第26条	見直し手続	<p>第26条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。</p> <p>2 議会は、前項の規定による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 議会は、この条例を改正する場合は、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明するものとする。</p>	<p>この条例については、少なくとも一般選挙が行われる4年に1度は条例の目的が達成されているかどうかを検討し、必要な場合は見直しを行うことを定めています。</p> <p>2 見直しの必要があれば、議会として適切な措置を講ずることとしています。</p> <p>3 条例改正の際は、改正理由やその背景を詳細に説明することとしています。</p>

現行	改正後（案）
<p>(2) 〔略〕 （委員会の活動） 〔新設〕</p> <p>第13条 〔略〕 〔新設〕</p> <p>2 〔略〕 （議会広報____の充実）</p> <p>第14条 議会は、議会及び市政について市民に関心を持たれるよう広報紙のほか、ケーブルテレビ_____等情報技術の進展を踏まえた多様な広報手段を活用し、議会広報の充実に努めるものとする。 〔新設〕</p> <p>〔新設〕 〔新設〕</p> <p>（議会図書室）</p> <p>第15条 議会は、議員の調査研究及び市政運営の参考に資するため、議会図書室の図書の充実に努めるものとする。 （議会事務局の体制整備）</p>	<p>(2) 〔略〕 （委員会の活動）</p> <p>第13条 <u>委員会は所管事務調査の充実等、委員会活動の活性化を図り、政策提言や条例提案につなげるとともに、事後の活用や進行管理に努める。</u></p> <p>2 _____ 〔略〕</p> <p>3 <u>委員会は、専門的視点を生かし、各常任委員会における行政視察や自主的・自立的な調査、研究を踏まえ、所管事項の政策立案及び政策提案を積極的に行うため、委員会代表質問をすることができるものとする。</u></p> <p>4 〔略〕 （____広報広聴の充実）</p> <p>第14条 議会は、議会及び市政について市民に関心を持たれるよう広報紙のほか、ケーブルテレビやインターネット等情報技術の進展を踏まえた多様な広報手段を活用し、議会広報の充実に努めるものとする。</p> <p>2 <u>議会は、時代や環境の変化に対応し、市民ニーズの把握に努め、多様な意見が市政に反映されるよう、広聴機能の充実に努めるものとする。</u> <u>（専門的知見の活用）</u></p> <p>第15条 <u>議会は、島根県立大学等との連携をはじめ、広く知的財産の有効活用に努めるものとする。</u> （議会図書室）</p> <p>第16条 議会は、議員の調査研究及び市政運営の参考に資するため、議会図書室の_____充実に努めるものとする。 （議会事務局の体制整備）</p>

現行	改正後（案）
<p>第16条 〔略〕 2 〔略〕 （議員の活動原則）</p> <p>第17条 〔略〕 2～4 〔略〕 （政務活動）</p> <p>第18条 〔略〕 2～4 〔略〕 （議員研修）</p> <p>第19条 〔略〕 2 〔略〕</p> <p>3 議会は、島根県立大学との意見交換会の開催等知的財産の有効活用に努めるものとする。 （政治倫理）</p> <p>第20条 〔略〕 （市民と議会との関係）</p> <p>第21条 〔略〕 2 〔略〕 3 議会は、議案等に対する各議員の態度を広報紙で公表する等、市民に対して議員の意思を明確にするものとする。 4 〔略〕 （重要案件の意見交換会）</p> <p>第22条 〔略〕 2 〔略〕 （議会報告会）</p> <p>第23条 議会は、議会活動に関する情報を積極的に公開するととも</p>	<p>第17条 〔略〕 2 〔略〕 （議員の活動原則）</p> <p>第18条 〔略〕 2～4 〔略〕 （政務活動）</p> <p>第19条 〔略〕 2～4 〔略〕 （議員研修）</p> <p>第20条 〔略〕 2 〔略〕 〔削る〕 （政治倫理）</p> <p>第21条 〔略〕 （市民と議会との関係）</p> <p>第22条 〔略〕 2 〔略〕 3 議会は、議案等に対する各議員の賛否等を広報紙で公表する等、市民に対して議員の意思を明確にするものとする。 4 〔略〕 （重要案件の意見交換会）</p> <p>第23条 〔略〕 2 〔略〕 （議会報告会）</p> <p>第24条 議会は、議会活動に関する情報を積極的に公開するととも</p>

現行	改正後（案）
<p>に、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるため、議会報告会 <u> </u>を開催するものとする。 （議員定数及び議員報酬）</p> <p>第24条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕 （見直し手続）</p> <p>第25条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p>	<p>に、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるため、議会報告会 等を開催するものとする。 （議員定数及び議員報酬）</p> <p>第25条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕 （見直し手続）</p> <p>第26条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p>